

高周波利用設備許可申請書

令和 年 月 日

中国総合通信局長 殿

申請者 郵便番号
(注1)

住 所

氏名 (商号又は名称)

代表者の役職名及び氏名

電話番号

代理人 郵便番号

住 所

氏名 (商号又は名称)

代表者の役職名及び氏名

電話番号

高周波利用設備 () (注2)を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第100条第5項により準用する同法第14条の2の規定により、許可記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

注1 記載は、次によること。

- (1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 括弧内は、電力線搬送、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- 4 申請に併せて許可事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。
- 5 郵便切手をはり、かつ、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添付すること。
この場合において、封筒は添付書類1通を封入できるものとし、郵便切手はこれを内容とする郵便物の郵便料金に相当するものとする。